

# 資料編

## 資料編 目次

- 1 計画の策定経過等
- 2 計画の施策展開一覧
- 3 この計画で使用する用語の解説

## 1 計画の策定経過等

### (1) 計画策定の経過

令和2（2020）年2月10日	栃木県環境審議会【諮問】 ・計画の策定について ・栃木県環境審議会廃棄物部会の設置について
令和2（2020）年6月11日	第1回栃木県環境審議会廃棄物部会【審議（書面開催）】 ・現状と課題、今後の検討の方向性等について
令和2（2020）年9月15日	第2回栃木県環境審議会廃棄物部会【審議】 ・計画骨子案、具体的施策案等について
令和2（2020）年11月24日	第1回とちぎ環境立県推進本部会議【中間報告】 ・計画素案について
令和2（2020）年11月26日	栃木県環境審議会【中間報告】 ・計画素案について
令和2（2020）年12月4日 ～令和3（2021）年1月4日	パブリック・コメント 意見件数：0件
	市町意見照会及び関係団体意見照会 意見件数：5件（1市）、24件（2団体）
令和3（2021）年1月26日	第3回栃木県環境審議会廃棄物部会【審議（書面開催）】 ・計画案について
令和3（2021）年3月4日	栃木県環境審議会【答申】 ・計画の策定について
令和3（2021）年3月26日	第2回栃木県環境立県推進本部会議【決定】

### (2) 栃木県環境審議会廃棄物部会の構成（※それぞれ50音順）

部会長	鈴木 昇	宇都宮大学 名誉教授
部会委員	池田 真久	栃木県土地改良事業団体連合会 専務理事
	稲野 秀孝	（一社）栃木県医師会 副会長【～令和2（2020）年7月】
	小沼 一郎	（一社）栃木県医師会 副会長【令和2（2020）年7月～】
	篠崎 清	（一社）栃木県経営者協会 地域環境委員
専門委員	多島 良	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 主任研究員
	寺内 清修	（一財）日本環境衛生センター 環境事業第一部 環境保全課長
	長岡 文明	BUN環境課題研修事務所 主宰

## 2 計画の施策展開一覧

テーマ		施策項目	具体的な取組	
<p>&lt;テーマ1&gt; ライフサイクル 全体での資源循環 の推進</p>	<p>1 廃棄物の発生抑制・再 使用</p>	<p>【施策1】 県民による発生抑制・再使用の取組促進</p>	<p>①家庭系可燃ごみ処理の有料化を促進</p> <p>②食品ロスの削減を促進</p> <p>③使い捨てプラスチックの使用削減を促進（3Rプラス3R）</p>	
		<p>【施策2】 排出事業者による発生抑制・再使用の取組促進</p>	<p>①環境マネジメント制度の周知等を通じた発生抑制を促進</p> <p>②事業系食品ロスの削減に向けた普及啓発を実施</p> <p>③事業系一般廃棄物の削減及び分別を促進</p> <p>④研修会を通じた排出事業者による発生抑制の取組を促進</p> <p>⑤環境配慮設計の先進事例の紹介を通じた、使い捨てプラスチック削減を促進</p> <p>⑥2Rビジネスモデルの紹介による事業活動での発生抑制を促進</p>	
		<p>2 廃棄物の再生利用</p>	<p>【施策1】 高度なりサイクルシステムの構築</p>	<p>①再生利用の優先順位を意識した廃棄物の分別等を促進</p>
				<p>②店頭回収等を活用した資源物の自主的な回収を促進</p>
				<p>③廃棄物の循環ルートの確保及び再生品の需要の拡大等を促進</p>
				<p>④各種リサイクル制度の普及啓発を実施</p>
	<p>⑤排出者が廃棄物再生事業者に処理を委託しやすい環境を整備</p>			
	<p>⑥廃棄物処理法に基づく再生利用業者指定制度の普及啓発を実施</p>			
	<p>⑦一般廃棄物の分別区分の拡大を促進</p>			
	<p>【施策2】 再生材や再生可能資源の利用促進</p>		<p>①「とちの環エコ製品」の需要拡大及び認定件数の増加を推進</p> <p>②グリーン購入法等に基づく再生材を利用した製品等の率先調達を促進</p> <p>③環境配慮設計の先進事例の紹介を通じた、使い捨てプラスチック削減を促進</p>	
	<p>&lt;テーマ2&gt; 資源循環としての適正処理の推進</p>	<p>【施策1】 排出事業者の意識改革</p>	<p>①廃棄物の分別、処理基準及び委託基準の遵守を徹底</p> <p>②不適正処理への厳正な対処による排出事業者の意識改革を促進</p> <p>③優良認定を受けた処理業者情報を公開</p>	
		<p>【施策2】 不法投棄等の不適正処理対策</p>	<p>①未然防止に向けた普及啓発や関係機関と連携した監視等を実施</p> <p>②不適正処理の早期に発見に向けた実効的な対策を推進</p> <p>③排出事業者や処理業者に対する立入検査を実施</p> <p>④不法投棄、不適正処理事案に対する厳正な対処</p> <p>⑤建築物等の解体工事現場における立入検査等を実施</p>	
		<p>【施策3】 処理困難な廃棄物等の処理体制の確保</p>	<p>①感染性廃棄物の適正処理に向けた普及啓発を実施</p> <p>②太陽光パネルの適正処理に向けた指導を実施</p> <p>③建築物等の解体時における残置物の所有者・占有者による適正な処理に向けた普及啓発を実施</p> <p>④市町等にて処理が困難な一般廃棄物の処理体制を確保</p> <p>⑤石綿を含む建設系廃棄物の適正処理の立入検査等を実施</p> <p>⑥適正な処理のために必要な情報の処理業者への提供を周知</p>	
		<p>【施策4】 PCB廃棄物の確実な処理</p>	<p>①県内の高濃度PCB廃棄物の把握に向けた保有状況の確認を実施</p> <p>②処理期限内の適正処理に向けて保管事業者を指導</p> <p>③中間貯蔵・環境安全事業(株)と連携し保有事業者向け説明会を実施</p>	
<p>【施策5】 放射性廃棄物に汚染された廃棄物の処理の促進</p>		<p>①指定廃棄物の保管農家の負担軽減に向けた県としての役割を遂行</p> <p>②早期処理に向けた国の施策への協力</p>		

テーマ		施策項目	具体的な取組		
<p>&lt;テーマ3&gt; 資源循環推進体制の確保</p>	<p>1 資源循環に向けた処理体制</p>	<p>【施策1】 安定的、効率的な一般廃棄物処理体制の構築</p>	<p>①人口減少等を見据えた、市町等の処理施設の設置の検討等を実施</p> <p>②業務継続計画（BCP）の策定を促進</p> <p>①災害時における処理や処理困難物の円滑処理に向けた民間事業者の活用を促進</p>		
		<p>【施策2】 再生利用のための施設の整備促進</p>	<p>①廃棄物の性状と再生利用可能な品目等を分析し、需要と供給のマッチングを図り、施設整備を促進</p> <p>②既存の融資制度等を活用した民間による再生利用の処理施設の整備を促進</p>		
		<p>【施策3】 焼却施設における熱回収の促進</p>	<p>①可燃性廃棄物の実態を分析し、その有効利用を検討</p> <p>②処理業者への熱回収に関する普及啓発を実施</p> <p>③既存の融資制度等を活用した熱回収設備の導入及び高度化を促進</p> <p>④市町等の焼却施設における高度な発電設備等の導入を促進</p>		
			<p>【施策4】 廃棄物系バイオマスの有効利用の促進</p>	<p>①未利用の廃棄物系バイオマスの再生利用等の取組を促進</p> <p>②下水汚泥の有効利用の可能性について検討</p>	
				<p>【施策5】 必要な産業廃棄物最終処分場の確保</p>	<p>①安定型最終処分場について必要容量の確保を推進</p> <p>②県営処分場「エコグリーンとちぎ」の着実な整備</p> <p>③公共的な団体による施設整備について、建設資金の借入れに対する損失補償の活用等による支援を実施</p>
			<p>【施策1】 県及び市町における災害廃棄物等の処理体制の整備促進</p>		<p>①市町等の災害廃棄物処理計画の策定等を促進</p> <p>②災害時の迅速かつ適切な処理に向けた初動訓練を実施</p> <p>③協定の実効性の確保のため、協定締結団体との意見交換を実施</p> <p>④大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会における協議・検討を実施</p>
		<p>【施策2】 廃棄物処理施設の強靱化</p>			<p>①民間処理施設の耐震化等の取組を促進</p> <p>②大規模自然災害に備えた立地、構造及び設備の導入を促進</p> <p>③市町等の処理施設の大規模自然災害に備える取組を促進</p>
			<p>&lt;テーマ4&gt; 廃棄物・リサイクル産業の振興</p>	<p>【施策1】 廃棄物処理施設に対する県民等の理解促進</p>	<p>①処理施設の必要性等について、県民等の理解促進を図る</p> <p>②民間の処理施設の整備及び活用について市町等の理解促進を図る</p> <p>③処理施設及び維持管理の状況等の積極的な公開等への働きかけを実施</p> <p>④処理施設の周辺地域等の公益的な施設の整備を図る</p>
					<p>【施策2】 優良な処理業者の育成</p>
		<p>【施策3】 リサイクル施設の立地促進等</p>			

### 3 この計画で使用する用語の解説

#### <ア行>

##### (1) 安定型最終処分場

安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス陶磁器くず及びびがれき類（有害な物質を含むもの等を除く。）のみを埋め立てることができる最終処分場のこと。

##### (2) 石綿

天然に産出する繊維状けい酸塩鉱物で、「アスベスト」とも呼ばれる。耐火性、断熱性に優れ、安価であったことから、高度経済成長期には鉄骨造建築物の耐火被覆材等として多く使用された。肺に入ると中皮腫や肺がんの原因となることから、現在は石綿を含む製品の製造、使用等が原則として禁止されている。

##### (3) 一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿」に区分され、さらに、「ごみ」は、一般家庭の日常生活に伴い発生した「生活系一般廃棄物」と商店、オフィス、レストラン等の事業活動により発生した「事業系一般廃棄物」に区分される。

#### <カ行>

##### (4) 海洋プラスチックごみ

ペットボトルなどの容器包装から家庭用品やおもちゃまで、日常生活のあらゆる場所で利用されているプラスチック。便利な一方で、ポイ捨てなど不適切に処分されたプラスチックごみが大量に海に流れ出て、海を汚し、海の生き物にも悪影響を及ぼしている。

##### (5) カスケードリサイクル

「再生利用」の一種。通常は再生利用の際の加熱処理等により素材の品質が劣化することから、その品質に応じて、元の使用済製品とは異なる種類の製品を製造すること。

##### (6) 環境配慮設計

分解が容易である、リサイクルがしやすいよう単一素材を使用するなど製品等の設計段階において環境配慮を行うための手法のこと。

##### (7) 環境マネジメント

事業者が、自ら環境に関する方針、目標等を定め（Plan）、これらの達成に向けて取り組み（Do）、その結果を評価し（Check）、改善する（Action）

というプロセス（PDCAサイクル）を継続して行うこと。

##### (8) 感染性廃棄物

病院等から生じた廃棄物のうち、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はこれらのおそれのある廃棄物のこと。

##### (9) 管理型最終処分場

管理型産業廃棄物（安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物（有害な物を除く。）を埋め立てる最終処分場のこと。

##### (10) ごみ処理の有料化

廃棄物の排出量に応じた負担の公平性の確保を目的に、市町村が、一定規格のごみ袋の使用の義務付け等により、排出者から一般廃棄物の処理に関する手数料を徴収すること。

#### <サ行>

##### (11) 最終処分

廃棄物の埋立処分、海洋投棄処分又は再生をいう。最終処分に当たっては、あらかじめ廃棄物の破碎、選別、脱水、焼却等による減量化、無害化等をする必要がある。

##### (12) 最終処分場

一般廃棄物又は産業廃棄物を埋め立てるための場所、施設及び設備の総体をいう。産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づき、「安定型」、「管理型」及び「遮断型」の3つの種類に区分され、それぞれ埋め立てることができる産業廃棄物の種類、構造基準及び維持管理基準が定められている。一般廃棄物の最終処分場については、種類の区分はなく、産業廃棄物の「管理型」最終処分場と同様の構造基準及び維持管理基準が定められている。

##### (13) 再使用

いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用することで、「リユース」とも呼ばれる。

##### (14) 再生利用

廃棄物を原材料として再利用すること。効率的な再生利用のためには、排出者による分別、付着した汚れ等の除去等に加え、製品等の製造段階における材質の均一化、材質表示等の工夫等が求められる。

##### (15) (産業廃棄物) 再生利用指定制度

再生利用されることが確実であると

知事が認めた産業廃棄物の再生利用を容易に行えるよう、都道府県知事等の指定を受けた者に対し、産業廃棄物処理業の許可を不要とする制度のこと。

##### (16) 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の20種類に該当する廃棄物をいう。

##### (17) サービサイジング

単なるモノの提供ではなく製品の機能を提供すること。顧客に付加価値をもたらしながら、製品製造における資源投入量の低減や使用量の適正化によって環境負荷を低減することを狙いとしている。

##### (18) 事業継続計画

自然災害等の非常時において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続又は早期復旧を可能とするため、平時における活動、非常時における事業継続のための方法等をあらかじめ定め、文書化したもので、「BCP（Business Continuity Plan）」とも呼ばれる。

##### (19) 持続可能な開発目標（SDGs）

2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。①貧困、②飢餓、③保健、④教育、⑤ジェンダー、⑥水・衛生、⑦エネルギー、⑧経済成長と雇用、⑨インフラ・産業、⑩不平等、⑪持続可能な都市、⑫持続可能な生産と消費、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑯平和、⑰実施手段という17の重要項目ごとの到達先を示した地球規模レベルでの目標（ゴール）が設定されている。

##### (20) 循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、不要となった物のうち製品等として使用できるものは再使用し、その上で、排出された廃棄物については、原材料として利用できるものはできるだけ再生利用し、再生利用ができないものは焼却する際に発生する熱エネルギーを有効利用し、どうしても有効利用できないものについては、最終的に適正に処分することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

## (21) 食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食べ物のこと。具体的には、賞味期限が切れた食材、生鮮食品、総菜等の売れ残り、家庭、飲食店等における食べ残し等がある。

## (22) 処理業者

一般廃棄物又は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬又は処分の許可を受けた者。排出事業者から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集運搬又は処分の委託を受ける事業を行う者は、原則として、廃棄物処理法に基づく許可を受けなければならない。

## (23) 水平リサイクル

再生利用の一種で、使用済製品から再生された素材を利用して、再び同一種類の製品に戻すこと。同一製品を繰り返し使用でき、持続可能性が高いことから、再生利用に伴う素材の品質の劣化、エネルギー使用量の抑制等の課題がクリアできれば、「カスケードリサイクル」に優先する。

### <タ行>

## (24) 多量排出事業者

前年度において産業廃棄物の発生量が1,000トン以上又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上である事業場を設置している事業者のこと。廃棄物処理法に基づき、事業場における産業廃棄物の減量等に関する計画の提出及びその実施状況の報告が義務付けられている。

## (25) 中間処理

リサイクルの一環又は最終処分の前処理として、破碎、選別、脱水、焼却等により、廃棄物の減量化、無害化等を行うこと。

## (26) 2R（リデュース・リユース）

3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース、リユースを特に抜き出して「2R」としてまとめて呼称しているもの。

## (27) 栃木県リサイクル製品認定制度（とちの環エコ製品）

廃棄物等の発生抑制及び資源の循環的な利用の促進並びにリサイクル産業の育成を図り、本県の地域特性を生かした循環型社会の形成を図るため、平成16（2004）年度に県が創設した制度。主に県内で発生した廃棄物等を原材料とし、県内の事業所で製造されている

こと、県内で販売されているものであること等、一定の要件に適合していると知事が認めたリサイクル製品を「とちの環エコ製品」として認定している。

### <ナ行>

## (28) 熱回収

廃棄物を焼却する際に発生する熱エネルギーを回収し、有効利用すること。具体的には、回収した熱エネルギーを利用して発電した電力を施設内外で利用している事例等がある。

### <ハ行>

## (29) バイオガス

家畜ふん尿、農作物残さ、食品廃棄物、下水汚泥等の有機性廃棄物を発酵させることにより生じるメタンガス等の可燃性ガスのこと。

## (30) バイオマス

生物由来の再生可能な有機性資源で、化石燃料以外のもののこと。廃棄物系バイオマスとしては、紙くず、木くず、家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥等がある。

## (31) 廃棄物再生事業者

廃棄物の再生を事業として営んでいる事業者で、再生に必要な施設や設備などを有し、環境省令で定める基準に適合しているときは、再生事業者として都道府県知事の登録を受けることができる。

## (32) 排出者責任

産業廃棄物を排出した者が、自らが排出した廃棄物の処理について負う責任。排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託する場合も、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずる責務を負う。

## (33) 排出抑制

発生抑制及び再使用の取組により、不要となった物を廃棄する量をできるだけ減らすこと。

## (34) 発生抑制

将来廃棄物となる可能性のある物をできるだけ減らすことで、「リデュース」とも呼ばれる。

## (35) プラス3R

令和元（2019）年8月に県と県内全市町による「栃木からの森里川湖（も

りさとかわうみ）プラゴミゼロ宣言」において提唱したとちぎオリジナルの視点。従来の3R（リデュース、リユース、リサイクル）に、Rethink（リシンク）、Refuse（リフューズ）、Refine（リファイン）を加えたもの。物を買うときに提供されるレジ袋やスプーンなどが本当に必要かどうかよく考え（リシンク）、不必要であればきちんと断り（リフューズ）、物を捨てる時にはリサイクルのことを考えてごみの分別を確実にする（リファイン）といった行動を促進するもの。

## (36) ポリ塩化ビフェニル（PCB）

PCBは、その耐熱性や絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが明らかになり、現在は製造及び輸入が原則として禁止されている。

PCBを含む廃棄物については、PCB処理特別措置法に基づき、令和9（2027）年度末までに全ての処理を完了することとされている。

### <ヤ行>

## (37) 優良産廃処理業者認定制度

排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することにより、もって、産業廃棄物処理業全体の優良化を図るため、都道府県知事等が、優良な能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を認定する制度。優良認定を受けるためには、一般的な許可基準に加え、実績と遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組の実施、電子マネIFESTOの利用、財務体質の健全性等の基準に適合していることが必要となる。優良認定を受けた産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物処理業の許可の有効期間が従来の5年から7年に延長されるほか、優良マークの付いた許可証が交付される。

## (38) 溶融スラグ

廃棄物又はその焼却後に残った灰等を1,200℃以上の高温で溶かした後、冷却して固めた物のこと。道路の舗装及び側溝、造成工事の際の盛土材等の原材料として使用されている。このほか、溶融スラグ化には、最終処分量の削減、有害物質の無害化等のメリットがある。